

千葉県放課後児童健全育成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づき、本市が行う放課後児童健全育成事業（「千葉県アフタースクール事業実施要綱」に規定するアフタースクール事業及び法第34条の8の規定に基づき本市へ届け出ている本市以外の者が実施する事業を除く。以下「育成事業」という。）について、同法及び千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第51号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本市が設置する条例第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所の名称は、子どもルーム（以下「ルーム」という。）と称し、設置するルームは市長が定める。

(事業内容)

第3条 第1条の育成事業とは、ルームにおいて次の各号に掲げる活動を行う事業をいう。

- (1) 児童の健康管理及び安全確保並びに情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びに対する意欲及び態度の形成に関すること。
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (4) 児童の遊びの状況の把握及び家庭への連絡に関すること。
- (5) 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成上必要な活動。

(運営相談員等)

第4条 育成事業を円滑に遂行するため、条例第10条に規定する放課後児童支援員の他、ルームにおける各種の運営等の相談に対応する者を配置する。

(対象児童)

第5条 育成事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、小学校に就学している児童であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 本市に居住している又は市内の小学校に通学していること。
- (2) 保護者が労働等により昼間家庭にいないこと。
- (3) 保護者が、育成事業の利用について、第14条に定める利用料の滞納がないこと。

2 前項に規定するもののほか、市長が特別の事由により適当と認めた児童について、対象児童とすることができる。

(実施期間)

第6条 育成事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(休業日)

第7条 育成事業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで
- (4) その他市長が指定する日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設定することができる。

（利用時間）

第8条 育成事業の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 基本時間

月曜日から土曜日まで 授業終了後（当該日が振替授業等を実施しない土曜日、千葉市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第1号）第19条の2各号に規定する日（以下「長期休業日等」という。）および学校行事等による振替休業日のいずれかの場合にあっては午前8時とする。）から午後6時まで

(2) 延長時間 月曜日から土曜日の午後6時から午後7時まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

（利用の申込み）

第9条 育成事業を利用しようとする対象児童の保護者は、千葉市放課後児童健全育成事業利用申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。ただし、2人目以降の対象児童の利用申し込みについては、同項第4号に規定する書類を除き省略することができる。

(1) 千葉市放課後児童健全育成事業利用に関する同意書

(2) 市区町村民税所得証明書等（利用開始希望年度の1月2日以降に本市へ転入した場合に限る。）

(3) 保護者が就労等により、昼間家庭にいないことを証明するもの

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、マイナンバー（個人番号）申告書（様式第2号）の提出により、申請者の同意を得て、市長が公簿等により確認できる場合には、前項第2号の書類の添付を省略することができる。

（利用の承認等）

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を千葉市放課後児童健全育成事業利用承認・不承認通知書（様式第3号、又は様式第4号）により当該保護者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認する場合において、利用の開始は月単位とする。

3 市長は第1項の承認にあたってやむを得ないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、必要な範囲内において、利用の開始日の指定その他の条件を付することができる。

(変更の届出)

第11条 前条の規定による利用の承認を受けた対象児童の保護者は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 申込書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 育成事業の利用を取り止めるとき。
- (3) 月の初日から末日までの全日にわたって、育成事業の利用をしないとき。
- (4) 延長時間の利用を開始又は利用を取り止めるとき。

2 前項の規定による届出は、千葉県放課後児童健全育成事業利用変更届(様式第5号)に、必要な書類を添付しなければならない。

3 同条第1項第2号から第4号による届出の受付期限は、原則として、利用変更を希望する月の前月10日(第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日)までとする。ただし、市長が緊急と認めた場合はこの限りでない。

(利用ルームの変更)

第12条 利用ルームの変更を希望する保護者は、千葉県放課後児童健全育成事業利用ルーム変更申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込みに係る承認・不承認の決定については、第10条の規定を準用する。

(届出の取下げ、辞退等)

第13条 保護者は、次の各号の一に該当するときは、千葉県放課後児童健全育成事業申込取下げ・内定辞退届(様式第7号)にて速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第9条及び第12条によるルーム利用、変更の申込みを取下げるとき。
- (2) 利用開始日以前に、第10条による利用の承認を辞退するとき。

(利用承認の取消し等)

第14条 市長は、次の各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を一時停止させることができる。

- (1) 保護者が、育成事業を利用する対象児童又は対象児童の兄弟姉妹について、次条に定める利用料を滞納したとき。
- (2) 育成事業の利用に係る児童が対象児童でなくなったとき。
- (3) その他市長が育成事業の運営上必要であると認めたとき。

2 前項の規定により、利用を取り消し又は利用を一時停止させる場合には、千葉県放課後児童健全育成事業利用承認取消し(停止)通知書(様式第8号)により通知するものとする。

3 市長が同条1項3号によって利用の一時停止を認めた場合、停止期間の利用料は発生しない。

(利用料)

第15条 保護者は、別表に定める利用料を納付しなければならない。

2 月の途中において、育成事業の利用を開始し、又は利用しない日があった場合にあっては、当該月の利用料はその全額を納付しなければならない。ただし、第10条第3項に定める月の途中において育成事業の利用を開始した場合、月の途中において利用を取り止めた場合、第14条1項3号によって利用の一時停止を行った場合における当該月に納付すべき利用料は、日割によって計算した額とする。

3 利用料は、当該月分をその月の末日（12月分にあつては、翌月の1月4日）までに納付しなければならない。ただし、その日が第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日をもって納期限とみなす。

（不徴収）

第16条 保護者から第11条第1項第3号の事由による届出があつたときは、当該月の利用料は徴収しない。

2 前項の規定により利用料を徴収しない月は、利用の取り止めまでの間において2か月を上限とする。

（減額又は免除）

第17条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

2 減額及び免除に関し必要な事項は、別に定める。

（減額又は免除の申請）

第18条 前条の規定による利用料の減額又は免除を受けようとする保護者は、千葉県放課後児童健全育成事業利用料減額・免除申請書（様式第9号）に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（減額又は免除の決定）

第19条 市長は、前条の申請書を受理したときは、利用料の減額又は免除の可否を決定し、その旨を千葉県放課後児童健全育成事業利用料減額・免除決定通知書（様式第10号）又は千葉県放課後児童健全育成事業利用料減額・免除却下通知書（様式第11号）により当該保護者に通知するものとする。

（減額又は免除の理由の変更等の届出）

第20条 第17条の規定による利用料の減額又は免除を受けている保護者は、当該減額又は免除の期間内において、その理由が変更し、又は消滅したときは、速やかに、千葉県放課後児童健全育成事業利用料減額・免除理由変更・消滅届（様式第12号）により市長に届け出なければならない。

（減額又は免除の取消し）

第21条 市長は、減額又は免除を受けている保護者が次の各号の一に該当するときは、当該減額又は免除を取り消すものとする。

（1）申請に虚偽の事項を記載する等、不正な行為によって減額又は免除を受けていることが判明したとき。

(2) 減額又は免除の理由が消滅したにもかかわらず、前条に規定する変更等の届書を提出しないとき。

2 前項第1号の規定に該当することにより減額又は免除を取り消された保護者は、当該減額又は免除の決定の対象となった月分の、前項第2号の規定に該当することにより減額又は免除を取り消された保護者は、当該減額又は免除の理由が消滅した日の属する月分から、所定の利用料を納付しなければならない。

(利用料の還付)

第22条 既納の利用料は還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

(委託)

第23条 市長は、育成事業の運営について事業者に委託することができる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。ただし、様式第1号の規定は、平成24年4月1日以後の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。ただし、第18条、第19条、別表第2中※5、様式第1号、様式第4号から様式第6号及び様式第8号から様式第10号までの規定は、平成25年4月1日以後の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。ただし、様式第1号、様式第4号、様式第5号及び様式第7号までの規定は、平成26年4月1日以後

の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条、第 8 条、別表第 1 及び様式第 1 号から様式第 2 号までの規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日時点で在籍する児童の利用料については、当該児童が継続して利用する間、別表第 2 の規定にかかわらず、次の表及び次の規定を適用する。

世帯区分	基本時間利用料			延長時間 利用料
	7・8月以外	7月	8月	
一般世帯	7,400円	8,100円	9,600円	1,000円
前年度市区町村民税の所得割課税額が5,000円未満である世帯	3,700円	4,050円	4,800円	500円
前年度市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯	無料			無料

- ※ 1 生活保護世帯とは、この事業を利用する日におけるその該当の有無をいう。
- ※ 2 市町村民税非課税世帯及び市町村民税の所得割課税額が 5 千円未満である世帯とは、この事業を利用する日の属する年度の前年度におけるその該当の有無をいう。
- ※ 3 同一世帯で 2 人以上の児童が利用する場合は、2 人目以降の児童については上記利用料金の半額とする。ただし、延長時間の利用料はこの限りではない。
- ※ 4 第 13 条第 2 項による利用料の日割額の計算については、次の式に

より算出するものとする。

[利用料月額] × [該当月の取り止め日までの開設日数又は利用開始日以降の開設日数 (25日を越える場合は25日) ÷ 25日]

(ただし、10円未満は切り捨てるものとする。)

- ※5 19歳未満の扶養親族がいる世帯については、申告に基づき扶養控除をあったものとみなして、市町村民税額を算定した場合に得られる課税額に基づいた世帯区分の利用料に再認定する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。ただし、第5条、別表第1及び様式第1号の規定は、平成28年4月1日以後の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。ただし、第5条、別表第1、様式第1号及び様式第4号の規定は、平成29年4月1日以後の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月16日から施行する。ただし、改正後の別表第1、様式第1号から様式第11号の規定は、平成30年度分以降の入所申込みについて適用することとし、平成29年度分の入所申込みについては、なお従前の例による。

2 改正後の第9条第2項の規定は、平成30年6月12日以降の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月15日から施行する。ただし、改正後の別表第1、様式第1号の規定は、平成31年度分以降の入所申込みについて適用することとし、平成30年度分の入所申込みについては、なお従前の例による。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成31年1月24日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成31年度分以降の入所申込みについて適用することとし、平成30年度分の入所申込みについては、なお従前の例による。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月15日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和2年度分以降の入所申込みについて適用することとし、平成31年度分の入所申込みについては、なお従前の例による。ただし、別表第2の規定は令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月12日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和2年度分以降の入所申込みについて適用することとし、平成31年度分の入所申込みについては、なお従前の例による。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月15日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和3年度分以降の入所申込みについて適用することとし、令和2年度分の入所申込みについては、なお従前の例による。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月12日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和3年度分以降の入所申込みについて適用することとし、令和2年度分の入所申込みについては、なお従前の例による。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月15日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和4年度分以降の入所申込みについて適用することとし、令和3年度分の入所申込みについては、なお従前の例による。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月14日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和4年度分以降の入所申込みについて適用することとし、令和3年度分の入所申込みについては、なお従前の例による。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月17日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和5年度分以降の入所申込みについて適用することとし、令和4年度分の入所申込みについては、なお従前の例による。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

利 用 料

世帯区分	基本時間利用料			延長時間 利用料
	7・8月以外	7月	8月	
一般世帯	8,500円	10,800円	11,900円	1,000円
前年度市区町村民税の所得割課税額が47,500円未満である世帯	4,250円	5,400円	5,950円	500円
前年度市区町村民税非課税世帯又は生活保護世帯	無料			無料

- ※ 1 世帯区分における世帯とは、当該世帯に属する児童、児童の父母（事実婚を含む）、祖父母及び曾祖父母であって生計を一にする者により構成されるものをいう。ただし、扶養義務者以外の者が同居し、子どもを監護するなど生計を一にしていると認められる場合は、その者を世帯に含めるものとする。
- ※ 2 生活保護世帯とは、この事業を利用する日におけるその該当の有無をいう。
- ※ 3 市区町村民税非課税世帯及び市区町村民税の所得割課税額（世帯区分における世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市という。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市区町村の区域内に住所を有する者とみなして、市区町村民税の所得割課税額を算定するものとする。）が47,500円未満である世帯とは、この事業を利用する日の属する年度の前年度におけるその該当の有無をいい、所得割課税額は、当該世帯に属する者に係る所得割課税額の合算額とする。
- ※ 4 同一世帯で2人以上の児童が利用する場合は、2人目以降の児童については上記利用料金の半額とする。ただし、延長時間の利用料はこの限りではない。
- ※ 5 第15条第2項による利用料の日割額の計算については、次の式により算出するものとする。

[利用料月額] × [該当月の取り止め日までの開設日数又は利用開始日以降の開設日数 (25日を越える場合は25日) ÷ 25日]

(ただし、10円未満は切り捨てるものとする。)